

ちょうしまちかどコンサート開催要項

(趣旨)

第1条 ボランティアとして活動の場を求める個人または団体の演奏家にコンサートの場を提供することで、誰もが気軽に音楽を楽しめる場を創るとともに音楽文化の向上を図るため、「ちょうしまちかどコンサート」(以下「まちかどコンサート」という。)の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(開催申請)

第2条 まちかどコンサートの趣旨に賛同し開催しようとする演奏家は、開催希望日の2か月前までに「ちょうしまちかどコンサート開催申請書」(別記様式第1号)を銚子市教育委員会に提出するものとする。

(開催承認等)

第3条 前条の申請があったときは、承認の可否を決定し日程及び会場の調整を行い、「ちょうしまちかどコンサート開催承認(不承認)通知書」(別記様式第2号)を申請者へ通知する。

(開催形態)

第4条 演奏はジャンルを問わない。音楽と一体化した舞踊・ダンスなどのパフォーマンスも可能とする。ただし、営利目的、政治活動又は宗教活動でないもの。

- 2 演奏に必要な楽器・機材の準備・搬出入、会場設営・撤去、司会進行及び会場整理は演奏家が行う。
- 3 演奏時間は、開演から終演まで司会進行を含め概ね30分以上60分以内とする。
- 4 演奏会場の利用は、各会場の利用規定に従う。
- 5 参加者(聴衆者)に対し、個人情報を求める行為など(名簿の作成など)は行わない。

(費用負担)

第5条 ボランティア演奏のため、銚子市教育委員会は、謝礼や楽器の運搬費用などの費用負担はしない。

(入場料)

第6条 入場料の徴収は不可とする。

(演奏会場)

第7条 演奏会場は、原則として市内の公共施設とする。

2 銚子市市民センターのホール、音楽広場を利用したコンサートは、まちかどコンサートとしない。

(広報活動)

第8条 市ホームページ、広報ちょうし、マスコミ通知等を通じて周知を行う。

また、演奏家からポスターの提出があった場合は掲示する。

(事故)

第9条 市は、まちかどコンサート出演に関して生じた事故等（演奏会場往復時の事故を含む）の責任については一切負わない。

(違反)

第10条 趣旨及び開催要項等に違反した場合は、開催を中止する。

附則

この要項は、令和6年3月26日から施行する。

ちょうしまちかどコンサート開催申請書

銚子市教育委員会 様

年 月 日

私は、ちょうしまちかどコンサート開催要項に基づき、「ちょうしまちかどコンサート」の開催を次のとおり申請します。

※申請者は太枠の中をご記入ください。
開催希望日については要望にお応えできない場合があります。

氏名			
団体名		出演予定人数 _____	
担当者 連絡先	氏名		
	住所		
	電話 (FAX)	()	
	携帯		
	e-mail		
開催 希望 日	第一希望	年	月 日 ()
	第二希望	年	月 日 ()
	第三希望	年	月 日 ()
演奏会場			
会場入り時間			
開場時間			
開演時間			
終演時間			
開催目的・概要			
演奏予定曲			
その他	<input type="checkbox"/> ポスターの掲示	<input type="checkbox"/> プログラムの配布	<input type="checkbox"/> 司会用マイク
	<input type="checkbox"/> 備品 ()		

別記様式第2号（第3条関係）

ちょうしまちかどコンサート開催承認（不承認）通知書

年 月 日

様

銚子市教育委員会

次のとおり、まちかどコンサートを開催することを承認（不承認）します。

1 日 程 年 月 日（ ）

会場入り時間：

開 場 時 間：

開 演 時 間：

終 演 時 間：

2 演奏会場

3 そ の 他（不承認の場合はその理由）